

年 月 日

七尾市長 茶谷 義隆 様

申 請 者

代 表 者 名

所在地（住所）

電 話 番 号

屋 号

七尾市省エネ設備促進補助金事前申込み

標記の件について、七尾市省エネ設備促進補助金の交付を受けたいので、以下の注意事項を確認の上、七尾市省エネ設備促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により事前に申込みます。

業 種	
購入予定種類 ※該当する箇所に☑をつけてください。	<input type="checkbox"/> 家庭用エアコン <input type="checkbox"/> 業務用エアコン <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 電球 <input type="checkbox"/> 業務用冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 業務用冷凍庫
予 算	,000円

## (注意事項)

### 1 交付対象者

- (1) 七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主で、令和5年4月1日までに創業若しくは開業し、かつ、今後も事業を継続する意思のあるもの。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する者又はこれに準ずるもので市長が特に必要と認めたもの

### 2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する30万円以上（設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）の機器を、市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主から令和5年4月1日以後に購入し、かつ、自ら使用する事業で、市長が必要であると認めるものとする。

- (1) エアコン

#### ア 家庭用

経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上（省エネ性マークのグリーンマーク）であること

#### イ 業務用

経済産業省が定める2015年通年エネルギー消費効率基準に達成したものであること

- (2) 照明器具、電球、業務用冷蔵庫及び業務用冷凍庫

経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100パーセント以上（省エネ性マークのグリーンマーク）であること

### 3 補助事業対象外

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得したもの
- (2) 販売、貸付等による利益を目的とするもの
- (3) 転売、返品、贈与等を目的とするもの
- (4) 予備的、将来に備えるためのもの
- (5) 補助対象となる経費の全部又は一部について、七尾市の他の補助制度又は他の公的補助制度の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けた事業
- (6) 事前応募の確定前に代金の支払いを行ったもの
- (7) 自宅兼事務所に設置する設備等で専ら事業の用のみに使用する設備等でないと市長が認めたもの
- (8) 市外の事業所に機器を設置する事業

### 4 補助金の額

補助金の額は、補助対象事業の経費に3分の1を乗じた額以内（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1事業者当たり100万円を上限とする。